告 示

埼玉県告示第千四十四号

とい 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項 邦 \mathcal{O} 四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 生活保護法 、 う。 とおり変更の届出が 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 の支援に関する法律 \smile 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)]項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例に (同条第二項及び中国残留邦 によるも した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以 下 のとされた生活保護法第五十四 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

たんぽぽ コン リハビリ	田ョ・ツ	ンエパ ロイナ バジニ リーク	いぶき ション	ステーション <u>虹</u>	イか	タサ	名 称
名事 称業 所	名事 称業 所	所事 在業 地者	所事 在業 地所	所事 在業 地所	名事 称業 所	所事 在業 地所	変更事項
た ス ま 問 ぽ ジョ ン ショ ン	蓮田・白岡 パナソニック	一○六五 白岡市小久喜	一三一市 一三一市 七 当 日	一三一 一三一 七 当 呂	センター ビス アイサービス アイサービス	一二二四 一二二 四 一 一	変更前
た ステービ ま ま ま ショ ン	進田・白岡 ・白岡 ・白岡	一田 三七 一 一 一 一	一三四七	一三四七 曽呂	ロかとみ ヤルみ の 園	○ 二七十一 二七十一	変更後
訪介 訪問 問 看 護防 護	福特 福 福 福 祖 祖 祖 用 理 題 予 防 売 売 売	用特 福基 具定 祉 販福 用	訪問 問 調 所 護 予 防 護 務 防 護	訪介 訪問 問 看 護防	通介 所護 介護 護防	通所介護	サービスの種類

くすのき台	東狭山ヶ丘アーコス薬局	ステーション お問看護		鳩 山 ヶ 養 通 所介 護		入間ファーコス薬局	北有楽町ス薬局
名事 称業 所	名事 称業 所	所事 在業 地所	所事 在業 地者	所事 在業 地所	所事 在業 地者	名事 称業 所	名事 称業 所
くすのき台薬局	さやま薬局	七九 市市 市 竹	七間 市 寺 竹	四九 五 十 五 一 五 町	四 九 五 十 五 五 五 町 町	薬局へ間店	北有楽町薬局
くすのき台	東狭山ヶ丘	二 二 一 二 一 ス ト ハ イ ツ イ ツ イ ツ イ ツ ス ト ツ イ ツ ス ト ツ イ ツ の の の の の の の の の の の の の	二 二 二 一 ス ト ハ イ ツ イ ー ス ト ハ イ ツ イ ツ ス ト ハ イ ツ イ ツ ス ト ツ イ ツ イ ツ イ ツ 、 の 、 の 、 の 、 の の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の が の の の の の の の の の の の の の	四 ト ー ー ー ー ー 四 町 町 町	四 ト ー ト 丘 郡 場 山 町 町 町	入間ファーコス薬局	北有楽町
療介 養養 管理 指養	療養 管理 指導 指導	訪介 問護 看予 護防	問 看	j F	· 通 所 介 養	療養 養 管理 指 導	療養 養 管理 指 等 下 防 時 居 宅 指 等 者 着 き で り ろ り お り と り り り り り り り り り り り り り り り り

セキ薬局高野台店	えがお介護サポート			
名 事 称 業 所	名事 称業 者			
薬局高野台店	な 同 が 社			
高 セ 野 来 古 店 局	R 合 R 同 R 会 社			
療介 養護 養予 質予 理療 理防 導 指居 導宅	訪介 訪問 問			